

令和4年3月31日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則16—4（補償及び福祉事業の実施）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則16—4（補償及び福祉事業の実施）の運用について（平成14年6月20日勤補—182）」の一部を下記のとおり改正したので、令和4年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第22条の9関係 この条の第1項の「人事院が定める書類」は、次に掲げる福祉事業の種類に応じ、次に掲げる書類とする。 (1) 奨学援護金 <u>在学証明書等</u> 及び生計を同じくしている事実を	第22条の9関係 この条の第1項の「人事院が定める書類」は、次に掲げる福祉事業の種類に応じ、次に掲げる書類とする。 (1) 奨学援護金 <u>在学証明書（公共職業能力開発施設に在籍する</u>

認めることができる書類

(2) (略)

第34条関係

この条の「人事院が定める書類」は、次に掲げる書類とする。

(1) 奨学援護金の支給を受けている者にあつては、在学証明書等及び生計を同じくしている事実を認めることができる書類

(2) (略)

者にあつては、在校証明書)及び生計を同じくしている事実を認めることができる書類

(2) (略)

第34条関係

この条の「人事院が定める書類」は、次に掲げる書類とする。

(1) 奨学援護金の支給を受けている者にあつては、在学証明書（公共職業能力開発施設に在校する者にあつては、在校証明書)及び生計を同じくしている事実を認めることができる書類

(2) (略)

(注 意 事 項)

- 1 この証書は、国家公務員災害補償法によって傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- 2 この補償を受ける権利は、譲り渡したり、担保に供することはできません。また、差押えを受けることもありません。
- 3 この証書を亡失し、又は損傷したときは、再交付を実施機関に請求してください。また、年金の額の変更の場合を除き、証書の記載事項に変更を生じた場合は、新しい証書を交付しますので、実施機関に届け出てください。なお、古い証書は、廃棄してください。
- 4 あらかじめ実施機関からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、実施機関に対し療養の現状、障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 5 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を廃棄してください。
- 6 実施機関への請求等は下記宛てに行ってください。

(担当部署)

(所在地)

(電話番号)

(裏面)

(注 意 事 項)

- 1 この証書は、国家公務員災害補償法によって傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- 2 この補償を受ける権利は譲り渡すことはできません。株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫を除き、担保に供することもできません。また、差押えを受けることもありません。
- 3 この証書を亡失し、又は損傷したときは、再交付を実施機関に請求してください。また、年金の額の変更の場合を除き、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。
- 4 あらかじめ実施機関からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、実施機関に対し療養の現状、障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 5 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を実施機関に返納してください。
- 6 実施機関への請求等は下記宛てに行ってください。

(担当部署)

(所在地)

(電話番号)

(裏面)

以 上